

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例

平成 28 年 3 月 4 日
条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「法」という。）その他法令で定める不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料等)

第 2 条 法第 38 条第 6 項の規定により読み替えて適用する同条第 4 項及び法第 81 条第 3 項の規定により読み替えて準用する法第 78 条第 4 項の条例で定める手数料の額は、無料とする。

2 法第 38 条第 1 項及び第 78 条第 1 項に規定する写し又は書面の交付を受ける審査請求人又は参加人は、当該交付を受けるために要する費用について、別に定める額を負担しなければならない。

(機関の名称)

第 3 条 法第 81 条第 1 項の規定により匝瑳市ほか二町環境衛生組合に設置する機関の名称は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）とする。

(組織)

第 4 条 審査会は、委員 3 人をもって組織する。

(委員)

第 5 条 委員は、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

(専門委員)

第 8 条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 前条第 4 項の規定は、専門委員について準用する。

(秘密を守る義務)

第 9 条 委員（前条に規定する専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 10 条 審査会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(罰則)

第 12 条 第 9 条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年条例第4号）の一部を次のように改正する。
第2条中監査委員 年額 1万円の次に次のように加える。
行政不服審査会委員 日額 6千円